

第6編 河川編

第1章 築堤・護岸

第1節 適用

1. 適用規定

河川土工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、地盤改良工、「特仕」第3編第2章第7節地盤改良工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

2. 仮締切り

受注者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置した工事を行う場合には、水位、潮位について、常に注意をし、災害防止に努めなければならない。

第5節 護岸基礎工

特仕1-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕1-5-3 基礎工

受注者は、護岸基礎の基礎杭支持力については、監督職員が**指示**した場合を除き、測定しなくてもよいものとする。

第6節 矢板護岸工

特仕1-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第7節 法覆護岸工

特仕1-7-1 一般事項

1. 表面仕上げ

受注者は、コンクリート張の表面を「コテ・ハケ」等により仕上げるものとし、モルタルによる仕上げを行ってはならない。

2. 施工目地間隔

コンクリートのり張の施工目地間隔は、**設計図書**に示す場合を除き2m程度とする。伸縮目地は、**設計図書**に示す場合を除き10m程度とする。

3. 吸出し防止シートの重ね代

吸出し防止シートの重ね代は10cm以上とし、**設計図書**に示された場合を除き縫合わせしなくてもよいものとする。

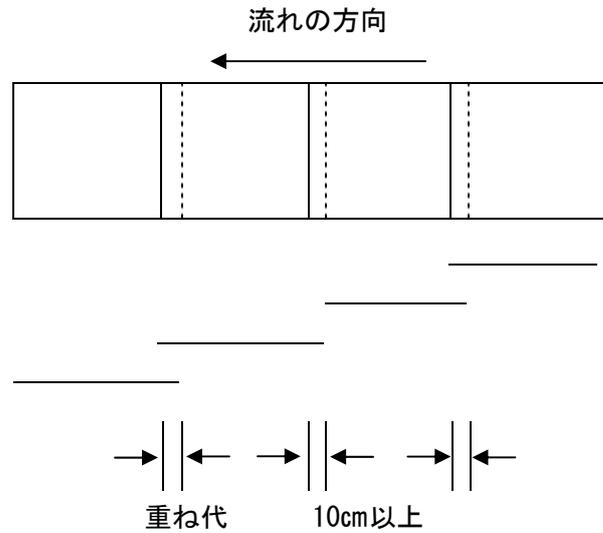


図 1-1 吸出し防止シートの重ね代

特仕 1-7-2 材 料

吸出し防止シートは、表 1-1 (1)、表 1-1 (2)の規格値を満足した「河川護岸用吸出し防止シート評価書」（建設大臣認可）を有しているシートとする。

なお、上記評価書を有していない製品についても「公的機関による性能証明書」を有しているシートについては、使用できるものとする。

表 1-1 (1) 吸出し防止シートの規格

項 目	規 格	性 能 確 認
厚さ	10mm以上	評価書及び公的機関の性能証明書による。
開孔径	0.2mm以下	
引張り強度（設計条件により選択）	0.5, 1.0tf/m以上	
化学的安定性（強度保持率）	70%以上	
耐侯性（強度保持率）	70%以上	

注）引張強さについては、**設計図書**によるものとする。

表 1-1 (2) 吸出し防止シートの品質及び規格

試験項目	内 容	単 位	規 格 値	試験方法
密 度		g/cm ²	0.10以上	JIS L 3204
圧 縮 率		%	15以下	JIS L 3204
引張強さ		tf/m	0.2, 0.5, 1.0以上	JIS L 3204
伸 び 率		%	50以上	JIS L 3204
耐薬品性	不溶解分	%	90以上	JIS L 3204
透水係数		cm/s	0.01以上	JIS L 3204

注) 引張り強度0.2tf/mは、「化学的安定性及び耐候性」の規格値の規定は行わない。

特仕 1-7-3 コンクリートブロック工

コンクリートブロックの連結鉄筋継手は、「特仕」第3編特仕2-5-3コンクリートブロック工の規定によるものとする。

特仕 1-7-7 石積（張）工

1. 石の張り立て

受注者は、石積（張）工の石の張り立てにあたり、河川の流水及び背面からの影響等により抜け出ないように行わなければならない。

2. 練積みまたは練張り

受注者は、石積（張）工の練積みまたは練張りにおける伸縮目地、水抜き孔の施工にあたり、施工位置については**設計図書**に従って施工しなければならない。なお、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

特仕 1-7-8 法枠工

法枠工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-4法枠工の規定によるものとする。

特仕 1-7-10 吹付工

吹付工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-3吹付工の規定によるものとする。

特仕 1-7-11 植生工

植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。

特仕 1-7-12 覆土工

覆土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第8節 擁壁護岸工

特仕1-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第9節 根固め工

特仕1-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕1-9-3 根固めブロック工

根固めブロック工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-17根固めブロック工の規定によるものとする。

特仕1-9-4 間詰工

間詰コンクリートの施工については、「特仕」第1編第3章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

第10節 水制工

特仕1-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕1-10-6 元付工

元付工の施工については、「特仕」第1編第3章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

第11節 付帯道路工

特仕1-11-5 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。

特仕1-11-6 コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。

特仕1-11-7 薄層カラー舗装工

薄層カラー舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-13薄層カラー舗装工の規定によるものとする。

特仕1-11-11 縁石工

縁石工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-5縁石工の規定によるものとする。

特仕1-11-12 区画線工

区画線工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-9区画線工の規定によるものとする。

第12節 付帯道路施設工

特仕1-12-2 境界工

1. 移設

受注者は、用地境界杭及び鉋について、工事施工に伴い移設が生じた場合は工事開始に先立ち用地図をもとに、関係者の**立会**等により適切な控杭を設けなければならない。

2. 復元又は設置

受注者は、工事終了後に用地図及び関係者の**立会**等により、用地境界杭及び鉋を復元又は設置しなければならない。

3. 設置

受注者は、境界杭が約30cm地上に出るよう設置しなければならない。なお、市街部等で境界杭を地上に出すことが危険である場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

4. 杭頭部の処理

受注者は、境界杭の杭頭部にペイントを塗布するものとし、ペイントは合成樹脂調合ペイントとする。なお、ペイント色は表1-5のとおりとする。

表1-5 境界杭

種 類	塗 装	摘 要
道 路 用	赤	頭部 10cm
河 川 用	黄	" 3cm

5. コンクリート構造物の設置

受注者は、境界鉋をコンクリート構造物上に設置する場合は、コンクリート構造物に面取りすることなく、確実に境界位置に堅固に設置しなければならない。

第13節 光ケーブル配管工

特仕1-13-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第2章 浚渫（河川）

第1節 適 用

仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

第3章 樋門・樋管

第1節 適 用

1. 適用規定

河川土工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

2. 仮締切り

受注者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。

第5節 樋門・樋管本体工

特仕3-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕3-5-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

特仕3-5-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

第6節 護床工

特仕3-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕3-6-3 根固めブロック工

根固めブロック工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-17根固めブロック工の規定によるものとする。

特仕3-6-4 間詰工

間詰コンクリートの施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

第7節 水路工

特仕3-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第8節 付属物設置工

特仕3-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕3-8-4 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

特仕3-8-5 銘板工

1. 材質

表示板の材質は黒御影石とする。

2. 大きさ

表示板の大きさは縦200mm×横600～800mm（字数による）、板厚30mm、字深10mmとする。

3. 適用規定

銘板については、「特仕」第1編特仕3-3-1 3銘板の規定によるものとする。

4. 取付け場所

銘板及び表示板の取付け場所は、次のとおりとする。

- (1) 樋門階段設置側の門柱外面とし、高さは図3-1のとおりとする。

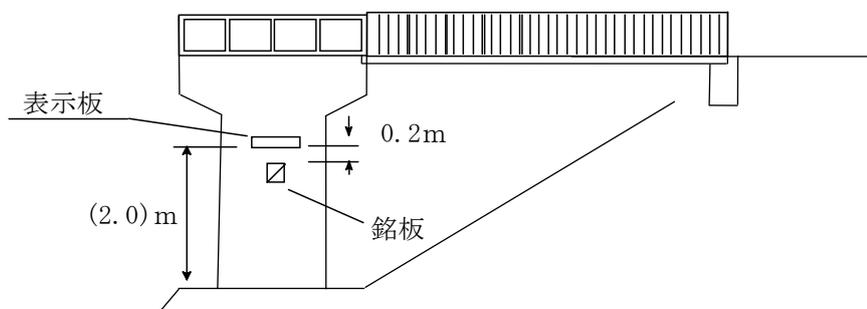


図3-1 樋門の銘板及び表示板の取付け場所

(2) 排水機場

排水機场上屋玄関の右又は左側の壁とし、高さは図3-2のとおりとする吐出樋管、調圧水槽等には設けてはならない。

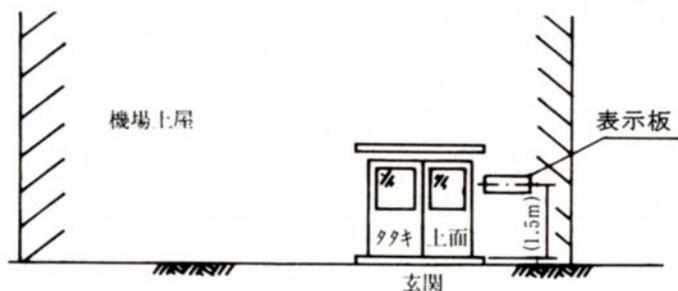


図3-2 排水機場の銘板及び表示板の取付け場所

5. 記載事項

表示板の記載事項は図3-3のとおりとする。



図3-3 記載事項

第4章 水門

第1節 適用

工場製品輸送工、河川土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第8節工場製品輸送工、「特仕」第1編第2章第3節河川土工、海岸土工、砂防土工及び「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

第6節 水門本体工

特仕4-6-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕4-6-4 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

特仕4-6-5 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

第7節 護床工

特仕4-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第8節 付属物設置工

特仕4-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕4-8-4 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

第14節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）

特仕4-14-1 一般事項

受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、**施工計画書**へ「共仕」第6編4-14-1一般事項第2項（1）から（4）の事項を記載した上で施工しなければならない。

第5章 堰

第1節 適 用

1. 適用規定

工場製品輸送工、河川土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第8節工場製品輸送工、「特仕」第1編第2章第3節河川土工、海岸土工、砂防土工及び「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

2. 仮締切り

受注者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。

第3節 工場製作工

特仕5-3-1 一般事項

受注者は、製作に着手する前に、**施工計画書**へ原寸、工作、溶接および仮組立に関する事項をそれぞれ記載しなければならない。なお、**設計図書**に示されている場

合または**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。

第6節 可動堰本体工

特仕5-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕5-6-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

特仕5-6-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

第7節 固定堰本体工

特仕5-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕5-7-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

特仕5-7-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

第8節 魚道工

特仕5-8-2 作業土工（床掘り、埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第15節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）

特仕5-15-1 一般事項

受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、**施工計画書**へ「共仕」5-15-1一般事項 2.（1）から（4）の事項を記載した上で施工しなければならない。

第16節 コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）

特仕5-16-1 一般事項

受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、**施工計画書**へ「共仕」一般事項5-16-1 2.(1)から(4)の事項を記載した上で施工しなければならない。

第17節 コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）

特仕5-17-1 一般事項

受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、「共仕」第1編1-1-4 **施工計画書**第1項の**施工計画書**へ、「共仕」5-17-1一般事項 2.(1)から(4)の事項を記載した上で施工しなければならない。

第20節 付属物設置工

特仕5-20-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕5-20-4 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

特仕5-20-5 銘板工

銘板工の施工については、「特仕」第1編特仕3-3-1一般事項の規定によるものとする。

第6章 排水機場

第1節 適用

1. 適用規定

河川土工、仮設工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

2. 仮締切り

受注者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。

第4節 機場本体工

特仕6-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕6-4-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

特仕6-4-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

第5節 沈砂池工

特仕6-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕6-5-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

特仕6-5-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

第6節 吐出水槽工

特仕6-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕6-6-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

特仕6-6-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

第7章 床止め・床固め

第1節 適用

1. 適用規定

河川土工、仮設工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

2. 仮締切り

受注者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。

第4節 床止め工

特仕7-4-2 材料

床止め工の材料については、「特仕」第6編特仕1-7-2材料の規定によるものとする。

特仕7-4-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕7-4-4 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

特仕7-4-6 本体工

受注者は、本体工の施工について、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

特仕7-4-8 水叩工

受注者は、水叩工の施工について、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

第5節 床固め工

特仕7-5-2 材料

床止め工の材料については、「特仕」第6編特仕1-7-2材料の規定によるものとする。

特仕7-5-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕7-5-4 本堤工

受注者は、本堤工の施工について、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

特仕7-5-5 垂直壁工

受注者は、垂直壁工の施工について、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

特仕7-5-6 側壁工

受注者は、側壁工の施工について、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

第6節 山留擁壁工

特仕7-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕7-6-3 コンクリート擁壁工

受注者は、コンクリート擁壁工の施工について、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

第8章 河川維持

第1節 適用

受注者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。

第3節 巡視・巡回工

特仕8-3-2 河川巡視工

受注者は、巡視途上において、河川管理に関して一般住民等から通知または報告を受けた場合は、監督職員にその内容を連絡しなければならない。

第4節 除草工

特仕8-4-2 堤防除草工

1. 除草の範囲

受注者は、設計図書に明示していない場合には、川表は堤防のり先から川裏は官民境界までとしなければならない。

2. 同時施工

受注者が道路管理者と契約した区間については、監督職員に報告し、同時施工できるものとする。

第7節 路面補修工

特仕8-7-2 材料

管理用通路補修工で使用する材料については、「特仕」第3編特仕2-6-3アスファルト舗装の材料、特仕2-6-4コンクリート舗装の材料の規定によるものとする。

第9節 付属物設置工

特仕8-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕8-9-4 境界杭工

境界杭工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

第10節 光ケーブル配管工

特仕8-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第12節 植栽維持工

特仕8-12-3 樹木・芝生管理工

樹木・芝生管理工の施工については、「特仕」第3編特仕2-17-3樹木・芝生管理工の規定によるものとする。

第9章 河川修繕

第1節 適 用

1. 適用規定

河川土工、仮設工は「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

2. 仮締切り

受注者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。

第4節 腹付工

特仕9-4-2 覆土工

覆土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕9-4-3 植生工

植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。

第5節 側帯工

特仕9-5-3 植生工

植生工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。

第6節 堤脚保護工

特仕9-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第7節 管理用通路工

特仕9-7-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕9-7-6 オーバーレイ工

受注者は、施工面を整備した後、「特仕」第3編第2章第6節一般舗装工のうち該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。